

事務連絡
令和3年3月30日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

情報提供ネットワークシステムにおける生業扶助の副本登録に関して

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

高校生のいる生活保護受給世帯等については、授業料以外の教育費を支給する高校生等奨学給付金制度の対象となっており、当該奨学給付金の給付単価を決定するに当たっては、生業扶助の受給の有無を確認することとされているところです。

当該制度に関し、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き」（平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

これを踏まえて留意いただきたい点を下記のとおり整理しましたので、その取扱いに遺漏なきよう管内実施機関への周知のほどよろしくお願ひします。

なお、別途、文部科学省から各都道府県教育委員会奨学給付金担当課に対し、上記手引きを改正した旨を通知していますので申し添えます。

記

（1）既に生徒本人の情報として、副本を登録している場合

生業扶助の受給情報について、生徒本人の情報として中間サーバーに副本登録されているかをご確認いただき、生徒本人の情報として登録されている場合には、特段の対応は不要であること。

（2）生徒本人の情報として、副本が登録されていない場合

受給情報を生徒と保護者のいずれとして登録するかについて、システム上、手動で設定変更が可能であり、変更することにより事務上の支障等を生じない場合には、可能な限り生徒本人の情報として副本登録するよう設定を変更されたい。

また、システム上設定変更ができない等個別の事情がある場合には、文部科学省において「生活保護受給証明書などにより確認することも差し支えない」こととされているため、受給者に対して、生活保護受給証明書の発行等、引き続き適切な対応を行うこと。

(照会先)
社会・援護局
保護課 企画法令係
TEL:03-5253-1111 (内線 2827)
E-mail:hogo-hourei@mhlw.go.jp

「令和2年の地方からの提案等に関する各府省からの第2次回答（抄）」
こうした状況を踏まえ、「高等学校等就学費」のマイナンバー利用については、生徒本人のマイナンバーを用いて情報を照会する運用を着実にを行うため、厚生労働省においては、「高等学校等就学費」の情報の生徒本人への紐付けを確実にを行うよう各自治体に周知し、文部科学省においては、高校生等奨学給付金について、生活保護世帯として申請をする場合は、マイナンバーで確認する場合であっても、生活保護受給証明書で確認する場合であっても、生徒本人の受給状況を確認するよう、手引き等を改めることとする。

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（15）高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き」（平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）